

北本市森林整備計画

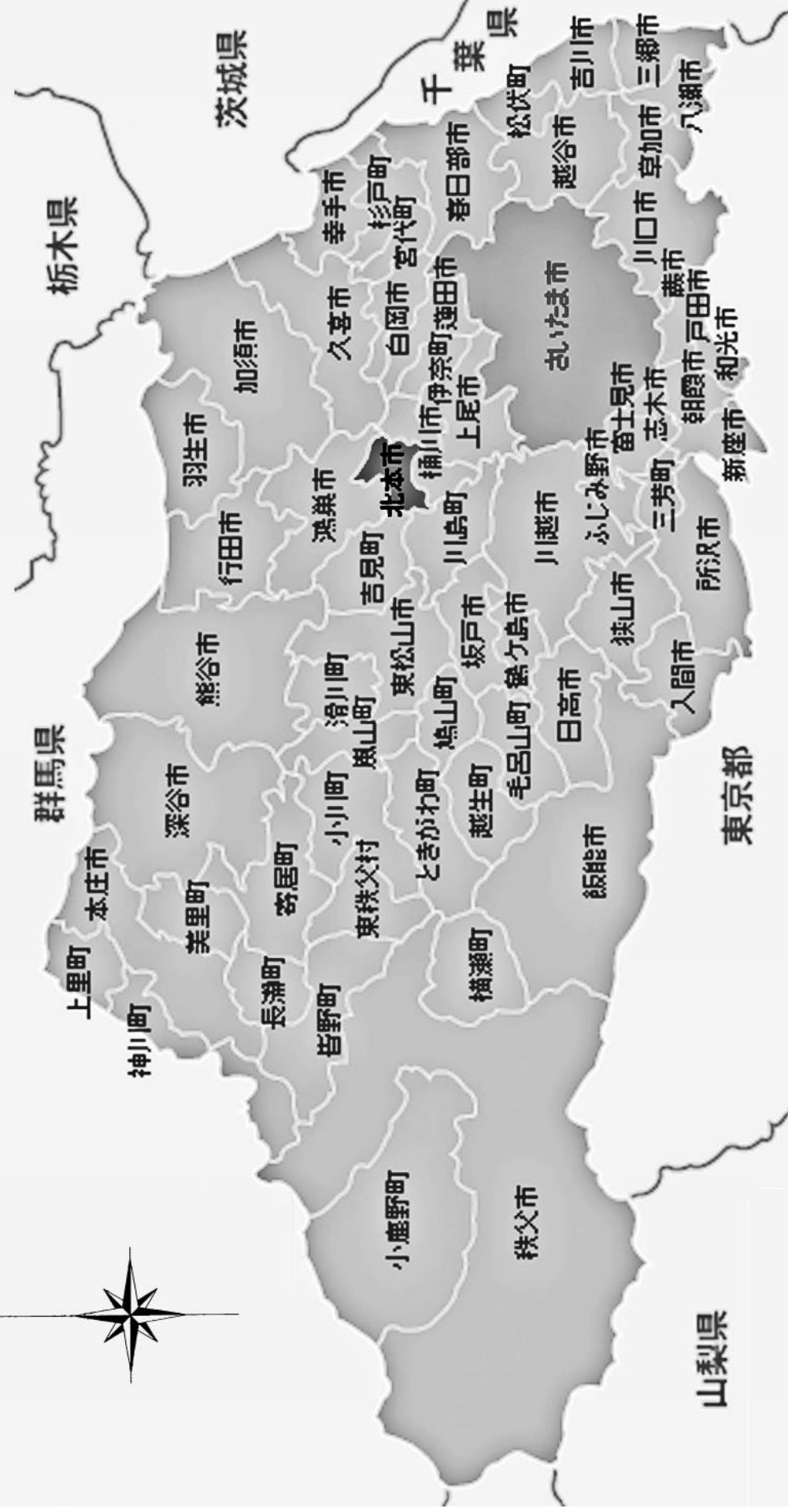
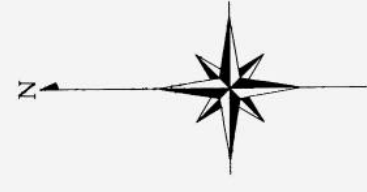
令和5年3月

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和5年 4月 1日} \\ \text{至 令和15年 3月31日} \end{array} \right)$

埼 玉 県

北 本 市

北本市位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方向	
II	森林の整備に関する事項	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	1
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	3
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	5
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	7
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	8
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	

4 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 8

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 . . . 9

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項 9

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項 9

第1 鳥獣害の防止に関する事項 9

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 10

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 11

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項 11

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

【別表1】 13

【別表2】 14

北本市森林整備計画概要図 15

参考資料 16

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県のほぼ中央部に位置し、総面積 19.82 km²で、森林整備計画対象森林（民有林）面積は約9haである。そのほとんどはクヌギ・コナラ等を中心とした広葉樹二次林であり、小面積の森林が散在している。

これら残された貴重な森林を保全するため、保護地区等の指定の拡大、保護樹木の指定、また、身近な緑を創出する緑化活動を推進する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い、快適環境形成機能維持増進森林を地域の目指すべき基本的森林資源とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の方策

ア 森林整備の基本的な考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

そのために、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等による保全を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための適切な管理を推進することとする。

イ 森林施業の推進方針

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。大部分が広葉樹二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など必要に応じて整理伐を行うものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

該当なし

II 森林の整備方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹				種	
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
全 域	35年	40年	35年	50年	10年	15年

注) この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に適した時点での森林の伐採を促すため

のものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は皆伐によるものとする。

・択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、立木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が**30%**以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては**40%**以下の伐採）とする。

伐採に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適正な伐採率によることとする。

・皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採規模の面積に応じて、一定程度ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

なお、立木の伐採にあたっては以下のア～ウに留意することとする。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等につとめる。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するために、予め適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うも

のとする。

- 3 その他必要な事項
該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種名
クヌギ、コナラ等

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

なお、樹種の選定に当たっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的植栽本数(本/ha)
広葉樹	疎仕立て	概ね 1,500
	中仕立て	概ね 2,500
	密仕立て	概ね 3,200

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の担当部局とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	区域内の立木・かん木・笹・雑草類は地ぎわから伐倒し又は刈り払うこと。
植付けの方法	植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	2月～6月下旬までに行うものとする。

ウ 複層林化を図る場合の植栽本数

(上層木伐採率) × (標準的な植栽本数) 以上を植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、ケヤキ、カエデ
ぼう茸による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき本数

樹種	期待成立本数	天然更新すべき本数
クヌギ、コナラ、ケヤキ、カエデ	10,000本/ha	3,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。

植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
ぼう芽更新 (芽かき)	ぼう芽枝に優劣の差ができたところに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立とする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を

勘案して定める。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢

適宜実施する。

(2) 間伐の標準的な方法

ア 育成単層林

林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行い、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するように行うものとする。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うものとする。

間伐木の選定については、材木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。

イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様とする。

上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、林木の配置を考慮しつつ、目標とする林分密度に誘導する。

ウ 育成複層林（下木を植栽しない場合）

目的樹種が広葉樹の場合、高密な林分状況の中で保育することとするが、間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採することとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈	広葉樹	適宜	必要に応じて行うものとする。	
除伐	広葉樹	適宜	下層植物の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行う。	

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈	広葉樹	適宜	必要に応じて行うものとする。	
除伐	広葉樹	適宜	必要に応じて行うものとする。	

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈	広葉樹	適宜	雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて行う。	
除伐	広葉樹	適宜	必要に応じて形質不良木のみ行う。	

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①の森林など、快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林を、【別表1】のとおり定める。

① 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等。

具体的には、都市近郊等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした林相を成している森林で、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、アの①に掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

アの①の区域については、推進すべき森林施業の方法を【別表2】により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 施業の方法

該当なし

- 3 その他必要な事項
該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
該当なし
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
該当なし
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
該当なし
- 5 その他必要な事項
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
該当なし
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
該当なし
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

- 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
該当なし
 - (2) 細部路網の整備に関する事項
該当なし

- 4 その他必要な事項
該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
設定なし
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし

- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている

箇所については引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図る。

森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うものとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け関係行政機関、森林所有者等の連携体制づくりを図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力して総合的な鳥獣害対策を行う。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域
該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
該当なし

- 4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。
 - (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - (4) IIIの森林の保護に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
該当なし
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
該当なし
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
該当なし
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
市民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア団体や民間企業等の活動支援や受入環境の整備を図る。
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
該当なし
- 7 その他必要な事項
該当なし

【別表 1】

区分	森林の区域	面積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止、土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示	8.83 ha
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

【別表 2】

施業の方法		森林の区域			面積	
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし				
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし				
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	大字	林班	小班	面積	
		石戸宿二丁目	1	4		7.96 ha
		荒井六丁目		15ア		
		荒井四丁目		19		
		高尾九丁目		20		
		荒井四丁目		22		
		石戸宿八丁目		24		
		石戸宿八丁目		25		
		高尾四丁目		40ア		
		高尾四丁目		40イ		
石戸三丁目	46ア					
北中丸一丁目	2	8	0.87 ha			
宮内六丁目		26				
該当なし	3	—	—			
合 計				8.83 ha		
択伐による複層林施業を推進すべき森林		該当なし				
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし				

参考資料

市町村名：北本市

1 人口及び就業人口構造

(1) 年齢別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	22年	68,888	34,181	34,707	8,765	4,514	4,251	45,079	22,561	22,518	15,044	7,106	7,938
	27年	67,409	33,320	34,089	7,680	3,873	3,817	40,610	20,565	20,045	19,109	8,882	10,227
	R2年	52,522	25,965	26,537	5,458	2,733	2,665	29,912	15,250	14,671	16,855	7,736	9,119
構成比 (%)	22年	100.0	49.6	50.4	12.7	6.6	6.2	65.4	32.8	32.7	21.8	10.3	11.5
	27年	100.0	49.4	50.6	11.4	5.7	5.7	60.2	30.5	29.7	28.3	13.2	15.2
	R2年	100.0	49.5	50.5	10.3	5.3	5.1	57.0	29.0	27.9	32.1	14.7	17.3

(注) 国勢調査報告による。

(2) 産業部門別就業者数別

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業			
実数 (人)	22年	32,796	454	0	2	456	7,419	—	22,781	2,140
	27年	32,857	466	1	2	469	7,587	—	22,861	1,940
	R2年	34,574	514	3	3	520	7,616	1	24,916	1,522
構成比 (%)	22年	100.00	1.38	0.00	0.01	1.39	22.62	—	69.46	6.53
	27年	100.00	1.42	0.01	0.01	1.43	23.09	—	69.58	5.90
	R2年	100.00	1.48	0.08	0.08	1.50	22.02	0.002	72.06	4.40

(注) 国勢調査報告による。

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				森林	その他面積	
			計	田	畑	樹園地		総数	うち宅地
実数 (ha)	22年	1,984	352	161	162	29	76	1,556	797
	27年	1,982	322	132	165	24	49	1,611	833
	R2年	1,982	300	111	164	25	49	1,633	858
構成比 (%)	22年	100.00	17.74	8.11	8.17	1.46	3.83	78.43	40.17
	27年	100.00	16.25	6.66	8.32	1.21	2.47	81.28	42.03
	R2年	100.00	15.13	5.60	8.27	1.26	2.47	82.39	43.28

(注1) 総土地面積は、国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」による。

(注2) 耕地面積は、「2020年農林業センサス」埼玉県統計書による。

(注3) 森林は、地域森林計画による。

(注4) 宅地は、令和3年埼玉県統計年鑑による。

3 森林資源の現況等

(1) 保有者形態別森林面積

(R4. 12. 1 現在)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	ha 8.83	% 100.0	ha 8.83	ha 1.17	ha 7.66	% 13.25
国有林	0	0.0	0	0	0	—
公有林	計	0	0	0	0	—
	県有林	0	0.0	0	0	—
	市町村有林	0	0.0	0	0	—
	財産区有林	0	0.0	0	0	—
私有林	8.83	100.0	8.83	1.17	7.66	13.25

(注) 森林簿による。立木地には無立木地は含まない。

(2) 民有林の齢級別面積

(H29. 12. 1 現在)

	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
民有林計	ha 8.83	ha 0	ha 0	ha 0	ha 0	ha 0	ha 8.83
人工林	1.17	0	0	0	0	0	1.17
主要樹別面積							
スギ	1.17						1.17
ヒノキ							
天然林	7.66	0	0	0	0	0	7.66

(注) 森林簿による。総数には、竹林、無立木地は含まない。

(3) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
1～3ha	1	10～20ha	0	50～100ha	0
3～5ha	1	20～30ha	0	100ha 以上	0
5～10ha	1	30～50ha	0	総数	3

(注) 地域森林計画による。

(4) 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	—	—	
うち林業専用道	—	—	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	—	—	

4 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
該当なし		

5 市町村における林業の位置づけ

(1) 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		153,937
内 訳	第1次産業	483
	うち林業 (B)	—
	第2次産業	33,445
	うち木材・木製品製造業 (C)	—
	第3次産業	119,118
(B+C) / A		0.00

(注) 令和元年「埼玉の市町村民経済計算」による。

(2) 製造業の事務所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	73	3,062	1,211,912
うち木材・木製品製造業(B)	1	31	—
B/A (%)	1.3	1.01	—

(注) 令和元年「工業統計調査」による。